国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電子情報処理組織による報告） **第十条の二**　前条第一項又は第二項の規定による報告は、同条第三項の規定により行うものに代えて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と報告をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用することにより行うことができる。 2　前項の規定により前条第一項又は第二項の規定による報告を行う場合は、前項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が保健所長又は福祉事務所の長に到達したものとみなす。	（新設）
（調査票等の提出） **第十一条**　保健所長は、調査員及び指導員から提出された調査票及び世帯名簿その他の付属書類並びに電子情報処理組織を使用して報告された調査票を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、保健所を設置する市（区）の保健所長にあつては、市（区）長に対しその定める期限までに提出するものとする。	（調査票等の提出） **第十一条**　保健所長は、調査員及び指導員から提出された調査票及び世帯名簿その他の付属書類を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、保健所を設置する市（区）長に対しその定める期限までに提出するものとする。
2　（略） 3　福祉事務所の長は、調査員及び指導員から提出された調査票及び世帯名簿その他の付属書類並びに電子情報処理組織を使用して報告された調査票を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、市（区）の福祉事務所の長にあつては市（区）長に、福祉事務所を設置する町村の福祉事務所の長にあつては町村長に対しその定める期限までに提出するものとする。 4・5　（略） 6　電子情報処理組織を使用して報告された調査票は、次に掲げる提出の区分に応じて、それぞれ次に掲げるときに厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは市（区）長若しくは町村長に提出されたものとみなす。 一　第一項の規定による保健所長の提出　保健所長が審査整理を終了したとき 二　第二項の規定による市（区）長の提出　市（区）長が整理を終了したとき 三　第三項の規定による福祉事務所の長の提出　福祉事務所の長が審査整理を終了したとき 四　第四項の規定による市（区）長又は町村長の提出　市（区）長又は町村長が整理を終了したとき 五　第五項の規定による都道府県知事の提出　都道府県知事が審査整理を終了したとき 7　第十条第三項ただし書きによる報告が行われた場合は、前六項は適用しない。	2　（略） 3　福祉事務所の長は、調査員及び指導員から提出された調査票及び世帯名簿その他の付属書類を審査整理し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。ただし、市（区）の福祉事務所の長にあつては市（区）長に、福祉事務所を設置する町村の福祉事務所の長にあつては町村長に対しその定める期限までに提出するものとする。 4・5　（略） （新設）

附　則

1　この省令は、令和五年四月一日から施行し、令和四年に行う調査であつて厚生労働大臣が指定する地区において行うものから適用する。

2　この省令による改正後の国民生活基礎調査規則を施行するために必要な事務は、この省令の施行前においても行うことができる。

○経済産業省令第十一号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十八日　経済産業大臣　萩生田光一

経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年経済産業省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条～第三条　（略） （特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定の申請） **第四条**　法第七条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（法第二条第一項第二号に掲げる特定高度	**第一条～第三条**　（略） （特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定の申請） **第四条**　法第七条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（法第二条第一項第二号に掲げる特定高度